

諮問庁：国立大学法人九州大学

諮問日：平成28年6月6日（平成28年（独個）諮問第7号）

答申日：平成28年8月31日（平成28年度（独個）答申第8号）

事件名：本人がアカデミックハラスメントの申立てをしたことに対して問題なしと結論付けた根拠等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、文書2に記録された保有個人情報の不開示部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人九州大学（以下「九州大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年2月16日付け九大情公第120号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 異議申立て1

ハラスメント防止委員会記録の2頁

「今後の措置として、申立人に対して大学として当時の状況を説明し、誤解の解消に努めること」

これは事実と異なることが書かれている。虚偽を記載しないで欲しい。

ハラスメント防止委員会が異議申立人に通知したのは「問題なし」と書かれた紙きれ一枚のみで、誤解の解消になる具体的事実の説明はなかった。

なぜ「問題なし」と判断したかの根拠も示されなかった。

イ 異議申立て2

ハラスメントに係る調査結果報告書 1 頁

ハラスメント防止委員会が特定会社 A に対して調査を行った調査日の記載がない。調査日を開示して欲しい。

これは異議申立人の個人情報開示請求書にも記載されている。

ウ 異議申立て 3

ハラスメントに係る調査結果報告書 2 頁

「(4) 被申立人特定教員 α が申立人に回答した特定日 A 付けの電子メールで特定会社 A は (中略) 話をしましたが、難色を示しました」の項目は虚偽記載に当たる。法人文書に虚偽を記載しないで欲しい。異議申立人は特定会社 A の総務部長から特定教員 α から問い合わせを受けていないと公式見解を頂いている。委員会が特定会社 A に問い合わせ、特定会社 A からの公式見解を得ることで、これが虚偽ではないことを証明して欲しい。

エ 異議申立て 4

ハラスメントに係る調査結果報告書 3 頁

「(12) 申立人の就職活動時には特定会社 A は全く知らない会社であった。被申立人特定教員 α がその会社に問い合わせ、ダメだったとメールを受けただけで、採用の機会を逃したとは考えていない」の項目は虚偽記載に当たる。法人文書に虚偽を記載しないで欲しい。異議申立人は特定会社 A の総務部長から特定教員 α から問合せを受けていないと公式見解を頂いている。

オ 異議申立て 5

ハラスメントに係る調査結果報告書 3 頁

「(3) 被申立人特定教員 α は、特定時期 A (実際は特定時期 B) から、申立人を 1 年次担当であった被申立人特定教員 β (当時) から引き継ぐかたちとなり、研究テーマを与えて研究を行わせ、自らも共同で申立人の研究テーマを手伝うなどし、遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。」とあるが、なぜ「遅れ」という言葉を使ったのか？

ハラスメント防止委員会の報告書では特定教員 β の対応は「問題なし」となっているので、異議申立人が特定時期 B から研究を始めたとしても「遅れ」たことにならずそれが普通であるということではないか？

- ① 特定教員 β の対応がまずかったから、異議申立人の研究が遅れた。
- ② 特定教員 β の対応に問題はなく、異議申立人の研究も通常通りの進捗であった。

のいずれかであれば矛盾なく記載していることになる。

- ③ 特定教員 β の対応に問題はなく、異議申立人の研究が遅れた。

というのは矛盾があるし、虚偽記載に当たる。これが虚偽記載ではないことを証明して欲しい。

カ 異議申立て6

ハラスメントに係る調査結果報告書4頁

「(4) 申立人は、就職活動時には特定会社Aという会社を全然知らなかったため、当該特定会社Aへの就職をとりわけ希望していたような事実、またそのような意思を被申立人特定教員αに対して表明していないため、現実に申立人が就職するに当たって申立人の職業選択の意思が妨害されたといえるほどの不利益を受けたとも解されない」とあるが、事実と異なる。

当時の特定教員γが推薦枠と自由応募を管理していたため、異議申立人が採用エントリーを希望しても特定教員γの合意なしには推薦書又は成績証明書が発行許可されないため、職業選択の自由は大変制限されたものである。これは虚偽記載に当たる。虚偽記載ではないことを証明して欲しい。

キ 異議申立て7

ハラスメントに係る調査結果報告書4頁

「被申立人特定教員αは同社が明確に聴覚障害者の面接を拒否したと断言して伝えていない。」とハラスメントに係る調査結果報告書2頁「難色を示しました」（これは断言の表現である）の記述が矛盾している。虚偽記載をせずに事実を記載して欲しい。

ク 異議申立て8

ハラスメントに係る調査結果報告書3頁

「(4) 事務方の対応については、全体的には修士入学時の特定時期Cに履修の手引きを修士入学オリエンテーション時に配布し、説明を実施している」とあるが、事実と異なる。履修の手引きには卒論研究にかかわる単位は修士2年前期に○単位、修士2年後期に○単位という記載のみで、修士1年前期に卒論研究○単位というような、修士1年の時点で卒論にかからなければいけないという記載はないし、そのような説明はなかった。さらに、修士1年から研究が始まるという記載があれば、特定教員βが異議申立人と卒論研究について打ち合わせを全く行わなかったことについて、異議申立人が不審に思い、大学側に問い合わせるはずである。つまり、事務方は修士1年にやるべきことの十分な説明を実施していない。これは虚偽記載に当たる。虚偽記載ではないことを証明して欲しい。

ケ 異議申立て9

ハラスメントに係る調査結果報告書5頁

「また、申立人に対する被申立人特定教員αの1年次終了からの指

導等を総合すれば、申立人が研究の機会を失したとまで解することはできない」とあるが、ハラスメントに係る調査結果報告書3頁に「遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。」とあり、ハラスメント防止委員会では“遅れた”と認識している。遅れた期間のあいだ研究の機会を失したと認識しているにも関わらず、機会を失したとまで解することはできない、を記載するのは矛盾しているし、虚偽記載に当たる。ここの説明を求める。

コ 異議申立て10

ハラスメントに係る調査結果報告書5頁

「当該事項の情報を提供しなかったことが申立人からの研究の機会を奪ったことにはならない。」とあるが、事実と異なる。

特定教員β、特定教員αともに、いつから研究を始めるのかの研究を始めるタイミング、研究テーマの決め方、研究のための器具をどのようにしてそろえるのか、もし研究に必要な器具にお金がかかるとしたらどうするのか、研究の進め方など全く指導しない（少なくとも修士1年末までは）し、そのような話もしなかった。結果として異議申立人は何も知らない状態で放置された。

ハラスメント防止委員会はこのことを特定教員βや特定教員αに確認したのか？確認した事実を開示して欲しい。

サ 異議申立て11

調査結果等説明記録3頁

「上記①は特定教員αの印象・分析を踏まえた助言であり～」とあるが、これは特定会社Aの公式見解ではなく、「推測」でのことか？この推測が特定会社Aの公式見解と異なると、これは虚偽記載に当たる。委員会が特定会社Aに確認することで、虚偽記載ではないことを証明して欲しい。特定会社Aの公式見解には、特定会社Aの管理職以上の役職の方の回答を求める。

シ 異議申立て12

調査結果等説明記録3頁

「上記①は特定教員αとリクルーターの間でのやりとりである」とあるが、異議申立人が特定会社Aに確認したところ、リクルーターが単独判断で、障害者採用について回答することはなく、リクルーターが必ず人事部に確認することになっていると話していた。よってこの記載は虚偽記載に当たる。特定会社Aに問い合わせることで虚偽記載でないことを証明して欲しい。

ス 異議申立て13

調査結果等説明記録4頁

「特定会社Bの推薦については、全然記憶にない。その後の対応も

覚えていない。もしAさん（異議申立人）から依頼があったならば、絶対に応じている」とあるが、これは虚偽記載に当たる。当時特定会社Bのホームページには障害者採用募集の記載があったし、異議申立人がその部分をプリントアウトして特定教員γに持っていつている。特定教員γのところでは門前払いされた。異議申立人が特定会社Bに入った後、耳の聞こえない先輩は多数いたし、異議申立人が入社後も耳の聞こえない後輩がいっぱい入ってきた。特定会社Bには特定大学Aや特定大学Bや特定大学Cや特定大学Dなどからも耳が聞こえない人が推薦で入ってきている。九州大学だけ推薦枠がないのは不自然である。委員会が特定会社Bに問い合わせた結果である、特定会社Bからの公式見解を開示して欲しい。もし、該当文書がないのであれば、特定会社Bに問い合わせることで、虚偽記載ではないことを証明して欲しい。

セ 異議申立て14

調査結果等説明記録5頁

以下のように記載されているが、事実と異なる。

② 特定教員βと特定教員αの研究室では、研究内容の違いから次のような教育、研究環境の違いがあることがわかりました。

- ・ 特定教員βの研究室は設計系であることから、一般的に研究についてはPC1台程度で足りると考えられている。また、修士論文の指導にあたっては1年次からテーマを与えることはなかった。テーマを決めるのは修士1年の1月か2月頃であり、それはどの学生についても同じである。
- ・ 特定教員αの研究室は実験系であることから、種々の研究設備や研究材料が必要となる。また、修士論文には実験データが必要であるため、1年次からテーマを与え研究させるのが通常であった。

③ 特定教員αは、修士1年次途中から引き継いだAさんの指導等を真摯に行い、可能な限りの対応を行っていたことが確認されました。

異議申立人が特定教員βから特定教員αの研究室に移った直後に特定教員αが異議申立人に言った言葉は、「なぜ1年次で研究しないのか？1年次で研究していないので会社に推薦させない。」である。異議申立人が研究室が変わったのは不可抗力であるし、特定教員αの研究室に移ることも予見できないのに、いきなり前の研究室で研究していないから推薦できないという話である。話が矛盾しているし、アカデミックハラスメントとして不快に感じる。ここは納得いく説明を求める。

ソ 異議申立て15

黒塗りになっている部分が多数あるが、アカデミックハラスメントは基本的に異議申立人の目の前で起きたことである。異議申立人の目の前で起きた被申立人の行動はすべて既知である。どういう理由でアカデミックハラスメントを行ったのか？を説明する箇所は目の前で起きた既知のことに関わらず、黒塗りなのはよくない。黒塗りになっている部分の開示を求める。

タ 異議申立て16

不開示とした理由に、個人の権利利益を害するおそれや事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすとあるが、アカデミックハラスメントを行った当の本人にとって個人の権利利益を害することとは何か？アカデミックハラスメントを行った当の本人は害する側なのに害されるものとは何か説明を求める。

チ 異議申立て17

この開示された文書を拝見した。ハラスメント防止委員会は調査機関であり、裏付けのある調査が求められる。

しかし、この開示された文書を見るに、特定教員 α の証言が正しいことの裏付けをするために特定会社Aに確認していないようである。

また、特定教員 γ の証言が正しいことを裏付けするために特定会社Bに確認していないようである。

また、特定教員 α や特定教員 γ の証言が正しいことの裏付けを異議申立人に確認もしていない。

また、推薦枠において特定会社Cと特定会社Dと特定会社Eが聴覚障害者を採らないと回答した申立てについての、裏付けをハラスメント防止委員会は特定会社Cと特定会社Dと特定会社Eに確認していないようである。

委員会が裏付けの無い報告をするとは不自然である。この開示された文書は偽造されたものではないか？偽造ではないことを証明するために、特定会社Cと特定会社Dと特定会社Eと特定会社Bと特定会社Aの公式見解をもって、この文書が正しいことを証明して欲しい。

ツ 異議申立て18

情報請求の回答である九大情公第120号の「開示する個人情報の利用目的」に「職員の健康障害の原因調査のため」とあるが、事実と異なる目的外利用なのか？目的外利用した理由を説明して欲しい。

(2) 意見書

本件の事実認定にかかる、特定会社A、特定会社C、特定会社E、特定会社D、特定会社Bなどの耳の聞こえない人の採用ポリシー（耳の聞こえない人の採用ポリシー）

こえない人を採らないのか？耳の聞こえない社員は既にいるのか？等）の公式見解を情報公開・個人情報保護審査会が各社の人事部署に確認した上で、各社から得られた回答を事実認定の資料とさせて欲しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求内容及び開示決定等の概要

本件異議申立てに係る開示請求対象は、文書1及び文書2に記録された保有個人情報である。

九州大学は、平成27年12月25日付けで本件開示請求を受理し、法19条2項の規定により開示決定等の期限を延長した上、本件対象保有個人情報について、平成28年2月16日付け九大情公第120号で部分開示とする決定（原処分）を行った。

2 異議申立人の主張に対する処分庁の判断及び諮問理由

(1) 異議申立人の主張

異議申立ての趣旨とその理由については、大要次のとおりである。

- ① ハラスメント防止委員会議事要旨及び資料中にあるハラスメント防止委員会記録2頁に記載された「今後の措置として～努めること」について、事実と異なるため訂正を求める。（「異議申立て1」）
- ② ハラスメント防止委員会が、特定会社Aに対して調査を行った調査日の開示を求める。（「異議申立て2」）
- ③ ハラスメント防止委員会議事要旨及び資料中にあるハラスメントに係る調査結果報告書に記載された事項は虚偽であるため、訂正若しくは虚偽ではないことの説明を求める。（「異議申立て3」ないし「異議申立て9」）
- ④ ハラスメント防止委員会議事要旨及び資料中にあるハラスメントに係る調査結果報告書に記載された『当該事項の情報を～奪ったことにはならない』は事実と異なるため、委員会が本件対象教員（特定教員β及び特定教員α）に研究の進め方等について確認した事実の開示を求める。（「異議申立て10」）
- ⑤ 調査結果等説明記録に記載の事実は虚偽記載であり、企業に確認の上虚偽記載でないことの証明を求める。（「異議申立て11」ないし「異議申立て13」）
- ⑥ 調査結果等説明記録5頁に記載の『②特定教員βと～可能な限りの対応を行っていた』は事実と異なるため、説明を求める。（「異議申立て14」）
- ⑦ 不開示部分については、アカデミックハラスメントは異議申立人の目の前で起きたことであり、既知であるため、不開示とした処分を取消し、開示を求める。また、不開示とした理由として個人の権利利益を害することとは何か説明を求める。（「異議申立て15」及

び「異議申立て16」)

- ⑧ 今回開示された法人文書のうち、ハラスメント防止委員会の議事要旨及び資料については偽造の疑いがある。特定会社Cと特定会社Dと特定会社Eと特定会社Bと特定会社Aの公式見解をもって、偽造でないことを証明することを求める。(「異議申立て17」)
- ⑨ 九大情公第120号の「開示する個人情報の利用目的」に「職員の健康障害の原因調査のため」とあり、目的外利用である。目的外利用した理由の説明を求める。(「異議申立て18」)

(2) 原処分における処分庁の判断

文書1に記録された保有個人情報の一部については法14条2号及び5号柱書きに規定する不開示情報に該当するため、文書2に記録された保有個人情報の一部については法14条2号に規定する不開示情報に該当するため、処分庁は原処分において不開示とした。

(3) 異議申立人の主張に対する諮問庁の判断

異議申立てを受け、改めて原処分妥当性について審査したが、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当と判断したため、諮問するものである。

- ① 異議申立人の主張②、ハラスメント防止委員会が、特定会社Aに対して調査を行った調査日の開示について

該当文書の再探索を行ったが、ハラスメント防止委員会が特定会社Aに対して調査を行った調査日が記載された法人文書は確認できなかった。よって、当該文書は存在しない。

- ② 異議申立人の主張④、ハラスメント防止委員会が本件対象教員に研究の進め方等について確認した事実の開示について

該当教員への事実確認は行っているが、確認した事実を記載した法人文書は、今回開示等決定した文書以外には存在しない。

- ③ 異議申立人の主張⑦、本件対象保有個人情報の不開示とした部分については、既知であるため不開示決定を取り消すことについて

本件対象保有個人情報の不開示部分については、法14条2号に規定する、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び法14条5号柱書きに規定する、開示することにより、独立行政法人等の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するものである。

まず、法14条2号に規定する不開示情報に該当する部分について

は、異議申立人は全て既知であるため開示すべきと主張するが、本件不開示部分については、本件の当事者である教員の定年退職日に係る部分や、教員と企業とのやり取りに係る部分等であり、上記については公表等を行っておらず、慣行として知りうる情報ではないため、異議申立人が既知の情報であるとは思われず、不開示妥当であると判断する。

なお、異議申立人は、不開示理由としている個人の権利利益を害するものとは何かについての説明を求めているが、公にされていない個人に関する情報が、当該本人以外の人間に開示されることになれば、当該本人の権利利益を害するおそれがあることは当然のことである。

次に、法14条5号柱書きに規定する不開示情報に該当する部分については、ハラスメント防止委員会等が当該案件のどの部分を問題である、問題ないと判断したのか、また委員会の調査方法等に係る情報が記載されている。よって、当該部分が開示されることにより、当該委員会等の調査方法や判断基準等が推察されるおそれがあり、当該委員会等の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示妥当であると判断する。

なお、その他の異議申立人の主張については、本件開示決定等に係る異議申立ての理由とはならず、判断の必要がないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 審議
- ④ 同月28日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年8月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、九州大学において本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているはずであり、本件対象保有個人情報の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当とすることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人

情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、開示請求者がハラスメントの申立てを九州大学に行ったことに関する保有個人情報の開示請求であり、ハラスメントに関しては九州大学総務部職場環境室が全ての事案について担当しているため、総務部職場環境室に本件開示請求書を送付し、該当する情報が記録された文書の探索を依頼したものである。

総務部職場環境室において開示請求書を確認し、その請求内容に合致する文書を探索したところ、文書1及び文書2の存在が確認されたことから、これら各文書に記録された情報の全てを本件対象保有個人情報として特定したものである。

イ 異議申立人は本件対象保有個人情報の特定について疑義を述べているが、文書1及び文書2の外に、請求内容に合致すると思われる保有個人情報が記録された法人文書の存在は確認されなかった。

(2) 本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえて検討すると、文書1及び文書2の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が記録された文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、九州大学において本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書1に記録された保有個人情報について

ア 法14条2号該当性について

本件対象保有個人情報を見分すると、文書1は、異議申立人が申し立てたハラスメント事案について審議を行った特定日B開催のハラスメント防止委員会の議事要旨及び当該事案の審議に際して使用された資料であり、当該文書に記録された保有個人情報のうち、特定教員α等の関係者に対する事情聴取日、特定教員α等の言動、九州大学との関係等が記録された部分の一部が、法14条2号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該不開示部分において、異議申立人以外の個人の氏名は記号化されているが、当該各個人の職名、異議申立人との関係等の記載とあいまって、当該各個人に関する記載の部分が一体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であっ

て、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

さらに、職名等の記載は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから法15条2項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを開示するとその記載内容から開示請求者において当該個人を特定することが可能となり、また、個人が特定された場合には、当該個人に関する具体的な情報が併せて知られることとなってその権利利益を害するおそれがあり、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法14条5号該当性について

(ア) 本件対象保有個人情報を見分すると、文書1に記録された保有個人情報のうち、ハラスメント防止委員会の審議経過、審議内容等の一部が、法14条5号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

(イ) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の法14条5号該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

A 当該不開示部分については、理由説明書(上記第3)において「当該委員会等の調査方法や判断基準等が推察されるおそれがあり、当該委員会等の適正な運営に支障を及ぼすおそれがある」旨説明したところであるが、具体的には以下のとおりである。

B 判断基準が推察されるおそれがある情報が開示されることにより、委員に対するいわれもない批判や責任追及等が予想され、今後のハラスメント事案の調査等において、委員が率直な意見を述べることをちゅうちょするなど、ハラスメント防止委員会の行う調査、審議等が停滞するおそれがある。よって、不開示が妥当と思料するものである。

C また、当該不開示部分を開示することにより、今後のハラスメント事案において、ハラスメントの申立人又は被申立人が、ハラスメント防止委員会の判断基準を踏まえ、自己に不利益な評価を受けないよう対策を行う可能性があり、ハラスメント防止委員会の調査において正確な事実の把握が困難になる可能性もあるため、当該観点から見ても不開示は妥当であると思料する。

(ウ) 当該不開示部分の記載は、ハラスメント防止委員会における具体的な審議、意思決定の過程を示す情報が記録されたものであること

が認められ、これを開示すると委員会の行う調査、審議等の停滞するおそれや正確な事実の把握が困難になるおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2に記録された保有個人情報について

ア 本件対象保有個人情報を見分すると、文書2は、ハラスメント防止委員会の結論、異議申立人からの要望事項に対する対応等を説明するために行われた、総務部職場環境室職員と異議申立人との面談結果を記録した文書であって、当該文書に記録された保有個人情報のうち、異議申立人に対する説明内容等の一部(1頁と5頁の各1か所)が、法14条2号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

イ 当該不開示部分は、異議申立人以外の個人の氏名等の記載とあいまって、全体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

しかしながら、文書2の1頁のうち、原処分で既に開示されている部分には、「7 説明方法」の項に、異議申立人との上記面談は、総務部職場環境室職員が説明用の文書をパソコンに表示して説明を行い、質疑応答は口頭及び文字入力によって行ったものである旨が記載されており、また、文書2の2頁以降は、面談時に使用された上記文書のデータを貼り付けて作成されたものであることが認められる。

上記のように異議申立人との面談、説明が行われている以上、パソコンに表示した説明内容そのものと解される文書2の5頁の不開示部分は異議申立人にとっては既知の情報といえ、説明内容の要約を記載したものである1頁の不開示部分に同旨の記載がなされていることも自明であるから、いずれの不開示部分も法14条2号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。

したがって、当該不開示部分は、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、九州大学において、本件対象保有個

人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を持有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、不開示とされた部分のうち、文書1に記録された保有個人情報は同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、文書2に記録された保有個人情報は同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

A（異議申立人）が九州大学へアカデミックハラスメントの申立てをしたことに対して、九州大学が問題なしと結論したその根拠、および調査の過程で判明した具体的事実がわかるものすべて。特定教員αが異議申立人に対して、特定会社Aが耳がきこえない人は採らないと虚偽の報告をして採用活動を妨害したことについて、アカデミックハラスメント委員会が特定会社Aに調査して得られた回答を含むものとする。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 ハラスメント防止委員会（特定日B開催）議事要旨及び資料

文書2 調査結果等説明記録及び資料（特定日C）